

2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致に関する住民投票条例案

令和4年（2022年）5月23日提出

日本共産党所属議員全員及び
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員

2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致に関する住民投票条例

（目的）

第1条 この条例は、2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の招致について、住民の賛否の意思を確認することを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の招致に対する賛否について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票事務の執行）

第3条 住民投票に関する事務は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会に委任することができる。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して90日を超えない日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の14日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者等)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、本市の長の選挙権を有する者とする。

2 住民投票には、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙人名簿(以下「選挙人名簿」という。)を用いる。

(投票区及び開票区)

第6条 住民投票の投票区及び開票区は、本市の長の選挙の投票区及び開票区による。

(投票)

第7条 選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 選挙人名簿に登録された者であっても選挙人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 投票日の当日(第9条第4項の規定による投票にあつては、投票の当日)、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第8条 住民投票は、1人1票の投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

3 投票人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

4 投票人は、投票所において、2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の招致について賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、反対するときは反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

5 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

(点字投票等)

第9条 前条第4項及び第13条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。この場合において、点字投票を行う投票人は、投票用紙に、賛成するときは賛成と、反対するときは反対と自書しなければならない。

2 前項の場合においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）で定める点字は文字とみなす。

3 前条第4項及び第13条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

4 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票をすることができる。

5 前条第2項から第4項まで（自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人にあつては、同条第2項から第4項まで及び第13条）の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票をすることができる。

（投票の秘密保持）

第10条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

（投票用紙の様式）

第11条 投票用紙の様式は、規則で定める。

（投票の効力の決定）

第12条 次条第5号の規定にかかわらず、投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効にしなければならない。

（無効投票）

第13条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号を共に記載したもの

(3) 賛成の文字又は反対の文字のいずれにも○の記号を記載しないもの

(4) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確し難いもの

(5) ○の記号以外の事項を記載したもの

(6) ○の記号を自書しないもの

(投票及び開票)

第14条 この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票については、公職選挙法の規定により行われる本市の長の選挙の投票及び開票の例による。

(情報の提供)

第15条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の招致に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

(投票の促進)

第16条 市長は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第17条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票結果の告示等)

第18条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第19条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

(理 由)

2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致について、住民の賛否の意思を確認することを目的に、賛成か反対かの選択を住民投票にて行うため、その執行者、投票期日、投票資格者、投票方式などを定める本案を提出する。